海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

1 海区漁業調整委員会の意見の概要

知事から諮問のあった海区漁場計画案について、次のとおり修正することが適当である。

- (1) 共第5号について、関係地区を「延岡市東海町、方財町、神戸町、 長浜町、緑ケ丘、土々呂町、櫛津町、松原町、妙見町、鯛名町、赤 水町、石田町、伊形町、上伊形町、下伊形町、旭ヶ丘、新浜町、北 一ケ岡、南一ケ岡」とする。
- (2) 共第6号について、関係地区を「延岡市土々呂町、櫛津町、松原町、妙見町、鯛名町、赤水町、石田町、伊形町、上伊形町、下伊形町、旭ヶ丘、新浜町、北一ケ岡、南一ケ岡」とする。
- (3) 共第9号について、第1種共同漁業の名称に「いがい漁業」を追加し、その漁業時期を「1月1日から12月31日まで」とする。 第1種共同漁業の名称に「かめのて漁業」を追加し、その漁業時期を「1月1日から12月31日まで」とする。
- (4) 共第10号について、第1種共同漁業の名称に「なまこ漁業」を追加し、その漁業時期を「1月1日から12月31日まで」とする。

2 当該意見の処理の結果

(1) \sim (4) のいずれについても、委員会の意見のとおり漁場計画案を修正する、